

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、その翌日
の日を以てする)

目 次

◇規 則 鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則（労政・能力開発課）

鳥取県職業訓練受講奨励資金貸与規則の一部を改正する規則（シ）

◇人委規則 へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

◇人委告示 不利益処分についての不服申立てに関する提出書面様式

公布された規則のあらまし

◇鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

一 基本手当の日額を次のとおり引き上げることとした。（第四条関係）

支給対象者	金 額	
	現 行	改 正 後
二〇歳以上 鳥取市の地域に 居住する者	三、三三〇円	三、四五〇円
上の者 鳥取市以外の地 域に居住する者	二、九七〇円	三、〇八〇円
二〇歳未満の者	二、九七〇円	三、〇八〇円

二 寄宿手当の月額を現行「九千七百元」から「九千九百元」に引き上げることとした。（第七条関係）

三 一の規則は、公布の日から施行し、平成三年四月一日から適用することとした。

2 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県職業訓練受講奨励資金貸与規則の一部を改正する規則

一 職業訓練受講資金の額を現行月額「一万六千円」から「一万六千五百円」に引き上げることとした。

二 この規則は、公布の日から施行し、平成三年四月一日から適用することとした。

規 則

鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三年七月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三十九号

鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

鳥取県訓練手当支給規則（昭和四十二年三月鳥取県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第一号中「三千三百三十円」を「三千四百五十円」に改め、同項第二号及び同条第三項中「二千九百七十円」を「三千八十円」に改める。

第七条第二項中「九千七百円」を「九千九百円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の鳥取県訓練手当支給規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成三年四月一日から適用する。
- 3 この規則による改正前の鳥取県訓練手当支給規則の規定に基づいて平成三年四月一日以降の分として支給された訓練手当は、改正後の規則の規定による訓練手当の内払とみなす。

鳥取県職業訓練受講奨励資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三年七月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四十号

鳥取県職業訓練受講奨励資金貸与規則の一部を改正する規則

鳥取県職業訓練受講奨励資金貸与規則（昭和六十二年九月鳥取県規則第五十七号）の一部を次のように改正する。

第五条中「一万六千円」を「一万六千五百円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の鳥取県職業訓練受講奨励資金貸与規則の規定は、平成三年四月一日から適用する。

人事委員会規則

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三年七月三十日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第十六号

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当等に関する規則（昭和四十六年三月鳥取県人事委員会規則第

四号)の一部を次のように改正する。

別表第一中

倉吉市河来見二六三番地	高城小学校河来見二子
東伯郡三朝町大字柿谷一〇七〇番地	西小学校柿谷分校

季節間分校	二級	を	倉吉市河来見二六三番地	高城小
	二級			

学校河来見二子季節間分校 二級 に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三年七月三十日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第十七号

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則

不利益処分についての不服申立てに関する規則(昭和三十八年三月鳥取

県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「書類の送付を受けるべき者」を「代表代理人」に改め、同条に次の一項を加える。

6 第四項の規定により指定された代表代理人は、代理人に対する通知又は書類の送達について代理人を代表する。

第四条第二項第一号中「生年月日」の下に「並びにその者が現に職員である場合には、その職及び所属部局」を加え、同項第三号中「行なつた」を「行つた」に改め、同項第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、同項第六号中「理由」を「具体的理由」に改め、同項中同号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 不服申立ての主旨

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の前日に提起された不服申立てに係る手続で、この規則による改正前の不利益処分についての不服申立てに関する規則の規定によってされたものについては、この規則による改正後の不利益処分についての不服申立てに関する規則の相当規定によってされた手続とみなす。

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三年七月三十日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第十八号

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年八月鳥取県人事委員会規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

別表の 6 の項中

町 長 部 局

課長

課長補佐（総務課に所属する

ものに限る。）

を

町 長 部 局	課長	課長 参事（総務課又は町民課長補佐（総務課に所属する
保 育 所	所長	

課に所属するものに限る。）
ものに限る。）

に改める。

別表の 16 の項中

教育委員会事務局

教育長 教育課長

を

教育委員会事務局	教育長 教育課長
公 民 館	館長

に改める。

備考中 1 を削り、2 を 1 とし 1 の次に次のように加える。

2 この表中「参事（総務課又は町民課に所属するものに限る。）」とは、参事のうち職員の服務に関して監督的地位にある参事又は人事、給与、服務若しくは予算に関する事務に参画する参事をいう。

3 この表中「課長補佐（総務課に所属するものに限る。）」又は「課長補佐（総務課又は財政課に所属するものに限る。）」とは、これらの課長補佐のうち人事、給与若しくは職員団体との関係に関する事務又は予算に関する事務を行う課長補佐をいう。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会告示

鳥取県人事委員会告示第三号

不利益処分についての不服申立てに関する規則（昭和三十八年三月鳥取県人事委員会規則第五号）第二十条の規定に基づき、不利益処分についての不服申立てに関する提出書面様式を次のとおり定める。

昭和三十八年三月鳥取県人事委員会告示第三号（不利益処分についての不服申立てに関する提出書面様式）は、平成三年七月二十九日限り廃止する。

平成三年七月三十日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

様式第1号

審査請求（異議申立）書

鳥取県人事委員会 殿

地方公務員法第49条の2第1項の規定に基づき、下記のとおり審査請求（異議申立て）をします。

年 月 日

審査請求（異議申立）人氏名 印

記

- 1 処分を受けた者の氏名、住所、生年月日、現在の職及び所属部署
- 2 処分を受けた当時の職及び所属部署
- 3 処分を行った者の職及び氏名
- 4 処分の内容及び処分を受けた年月日
- 5 処分があったことを知った年月日
- 6 審査請求（異議申立て）の主旨
- 7 処分に対する不服の具体的理由
- 8 審理方法に対する請求
- 9 (公開口頭審理、非公開口頭審理又は書面審理の別) 処分説明書の交付を受けた年月日
(処分説明書が交付されなかったときは、その経緯)
備考 処分説明書の写し等参考資料を添付すること。

様式第2号

代 理 人 選 任 届

鳥取県人事委員会 殿

事案について、下記の者を代理人に選任しましたので、届出
をします。

年 月 日

審査請求 (異議申立) 人・処分者氏名 印

記

- 1 氏 名
 - 2 住 所
 - 3 職 業
 - 4 連絡先及び電話番号
- 備考 1 委任状を添付すること。
2 代理人を2人以上選任した場合は、全員の氏名等を記入すること。
3 職業は、公務員の場合は職及び所属部局を記入すること。

様式第3号

代 理 人 解 任 届

鳥取県人事委員会 殿

事案について選任していた下記代理人は、 年 月 日付
で解任しましたので、届出をします。

年 月 日

審査請求 (異議申立) 人・処分者氏名 印

記

- 1 氏 名
- 2 住 所
- 3 職 業

様式第4号

代表代理人指定 (変更) 届

鳥取県人事委員会 殿

事案について、下記の者を代表代理人に指定 (変更) しましたので、届出をします。

年 月 日

審査請求 (異議申立) 人・処分者氏名 印

記

- 1 氏 名
 - 2 住 所
 - 3 職 業
 - 4 連絡先及び電話番号
- 備考 代表代理人を変更する場合は、変更後の者の氏名等を記入すると。

様式第5号

審査請求 (異議申立) 書記載事項変更届

鳥取県人事委員会 殿

事案の審査請求 (異議申立) 書記載事項について、下記のとおり変更しますので、届出をします。

年 月 日

審査請求 (異議申立) 人氏名 印

記

- 1 変更事項
- 2 変更前
- 3 変更後

様式第 6 号

併 合 審 査 申 請 書

鳥取県人事委員会 殿

下記の審査請求（異議申立て）については、併合審査を行うよう申請
します。

年 月 日

審査請求（異議申立）人・処分者氏名 印

同 氏名 印

記

審査請求（異議申立）年月日	審査請求（異議申立）人	処分者	処分内容

様式第 7 号

代 表 者 選 任 届

鳥取県人事委員会 殿

事業及び 事業に係る併合審査について、代表者として

下記の者を選任しましたので、届出をします。

年 月 日

審査請求（異議申立）人氏名 印

同 氏名 印

記

- 1 氏 名
- 2 住 所
- 3 職 業

備考 代表者の職業は、公務員の場合は職及び所属部局を記入すること。

様式第8号

代 表 者 解 任 届

鳥取県人事委員会 殿

事案及び 事案に係る併合審査について、さきに代表者

として下記の者を選任しましたが、年月日でこれを解任しましたので、届出をします。

年 月 日

審査請求(異議申立)人氏名 印

同 氏名 印

記

- 1 氏 名
- 2 住 所
- 3 職 業

様式第9号

答 弁 書 (再答弁書)

鳥取県人事委員会 殿

事案について、別紙のとおり答弁(再答弁)します。

年 月 日

処分者氏名 印

様式第10号

反 論 書 (再反論書)

鳥取県人事委員会 殿

事案について、別紙のとおり反論 (再反論) します。

年 月 日

審査請求 (異議申立) 人氏名 印

様式第11号

証 拠 申 出 書

鳥取県人事委員会 殿

事案について、下記のとおり証拠調の申出をします。

年 月 日

審査請求 (異議申立) 人・処分者氏名 印
記

- 1 証拠の表示
- 2 証拠の所在
- 3 証明しようとする事項

様式第12号

証 人 調 申 請 書

鳥取県人事委員会 殿

事案について、下記のとおり証人調を申請します。

年 月 日

審査請求 (異議申立) 人・処分者氏名 印

記

- 1 証人の氏名、住所及び職業
 - 2 証言を求めようとする事項
 - (1)
 - (2)
 - 3 証言を求める期日
 - 年 月 日 第 回 口頭審理
- 備考 1 証人の職業は、公務員の場合は職及び所属部局を記入すること。
- 2 証言を求めようとする事項は、項目ごとに整理し具体的に記入すること。

様式第13号

文 書 提 出 申 請 書

鳥取県人事委員会 殿

事案について、下記のとおり文書の提出を求められるよう申請します。

年 月 日

審査請求 (異議申立) 人・処分者氏名 印

記

- 1 文書の表示
 - 2 文書の趣旨
 - 3 証明しようとする事実
 - 4 文書の所持者の氏名・住所及び職業
- 備考 文書の所持者の職業は、公務員の場合は職及び所属部局を記入すること。

様式第14号

審理期日変更申請書

鳥取県人事委員会 殿

事案について、第 回口頭審理日時を 年 月 日午前
(午後) 時からと指定されていましたが、同日は審査請求(異議申立)
人・処分者本人、代理人とも下記理由により出席できませんので、審理
期日を 年 月 日(以降)に変更して下さるよう申請します。

年 月 日

審査請求(異議申立)人・処分者氏名 印

記

理 由

様式第15号

審査請求(異議申立)取下(継続)申出書

鳥取県人事委員会 殿

事案に関する審査請求(異議申立て)の全部(の部分)
を下記理由により取下げ(継続)します。

年 月 日

審査請求(異議申立)人氏名 印

記

理 由

様式第16号

再 審 請 求 書

鳥取県人事委員会 殿

事案の判定につき、下記のとおり再審を請求します。

年 月 日

再審請求者氏名 印

記

- 1 再審請求者住所、生年月日、職及び所属部局
 - 2 判定の日付
 - 3 判定の内容
 - 4 再審を請求する具体的理由
- 備考 再審請求の参考資料を添付すること。